



2020年6月26日
日本製鉄株式会社

新型コロナウイルス（COVID-19）に関する当社グループの対応について

当社は、国・地方自治体など関係行政の指導・要請等に迅速に対応・協力し、製鉄所構内の協力企業を含めたグループ全体として、以下の通り、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策、感染拡大防止対策に取り組んでいます。

1. 感染予防対策

政府による国民向け通知（新型コロナウイルス感染症の特徴、日常生活での留意点、相談センターの利用等）を周知し、日常的な備えと有事の際の適切な初動を図ることとしています。

国・各自治体の要請、各種ガイドラインに沿って対応することを基本に、必需品供給という観点から需要に応じた生産・出荷のほか事業活動を継続していますが、テレワーク（在宅勤務）を積極活用し、出社時はマスク着用、対人距離2m以上の確保など3密対策を含めた感染予防対策を徹底しています。

国内出張は業務上必要なものに厳選し、移動中を含めた感染予防対策を徹底の上、実施することとしています。海外出張については原則禁止としています。

当社主催の行事はその必要性を十分検証の上、その会場が各業界のガイドライン等に則った感染予防対策が実施されているか、また、参加者全員の体調確認ができるかなどの感染予防対策の徹底を前提に実施することとしています。

また、海外に派遣している従業員については、外務省が公表している情報等を踏まえ、派遣者と帶同家族の安全と健康の確保のため、派遣先からの帰国、赴任時期の見合わせ等調整を適宜、実施しています。

2. 感染拡大防止対策

（1）従業員（派遣社員含む）の体調不良時または感染が疑われる場合

発熱等の症状がみられる場合は、出社を控え会社へ報告することとしています。また、国のガイドラインに応じて医療機関を受診し、その結果を会社へ報告することとしています。

更に、保健所・医療機関等の判断により、PCR検査を実施することになった場合や医療機関において肺炎診断が出た場合（新型コロナウイルス感染でないことが判明した場合は除く）は、陽性もしくは陰性の判定が出る前の段階から念のため、対象者本人及び対象者と濃厚に接触していた者全員は、当該事実が判明した段階から14日間のテレワーク（在宅勤務）もしくは自宅待機を実施します。

同居家族または同居人に感染者が発生した従業員は、濃厚接触者との認識のもと、出社を控え、会社へ報告するとともに、感染者との最終接触を起点に、14日間のテレワーク（在宅勤務）もしくは自宅待機を実施します。

（2）従業員（派遣社員含む）の感染確定時

医療機関等による検査の結果、感染が判明した場合は、速やかにその旨を会社へ報告することとしており、当該従業員は就業禁止とともに、職務場所や業務実態に即して改めて濃厚接触者を特定し、全員、14日間のテレワーク（在宅勤務）もしくは自宅待機を実施します。

感染者本人の行動歴を把握、必要箇所の消毒など感染拡大防止対策を産業医と検討し、迅速に実施することに加え、関係自治体・保健所のご指示に従って対応して参ります。

以上